

日本共産党の山本伸裕です。

知事の議案説明で言われました、五木村の振興計画についてお尋ねします。

私は先日、五木村での説明会に参加された複数の方からお話を伺いました。

村の振興計画について説明があるということで、行ってみると、なんと会場には「新たな流水型ダムを前提とした村の振興策について」と書かれていると。しかも県からの説明を聞いていると、まるで振興策を希望するのならダム計画を認めなさいと言われてるようにしか聞こえなかった、とのお話でありました。説明会のうち知事がマスコミの問いに答え、「自分の決断はご理解いただけただけのではないかと思う」と発言されたことに関しても、あれだけ批判の意見が会場で出されたのに、と驚いておられました。

知事は不退転の決意で、新たなダムを活用した振興策を進めるといわれたとのことですが、それは村民からどんなに反対されようとも、新たな流水型ダムの建設を前提とした振興策という考え方をかえるつもりはないという意味なのでしょうか。お答えください。

知事は議案説明の中で、五木村はこれまでダム問題に翻弄されてきたと言われましたが、翻弄してきたのは熊本県と国ではありませんか。五木村の中心部が完全に水没するという川辺川ダム計画を村民が知らされたのは1966年。議会は直ちに反対を決議し、翌67年には村のダム対策委員会が設置されました。1970年に村民大会が開催され、川辺川ダム建設に伴う五木村立村計画の基本事項、いわゆる55項目要求が決議されました。その中の重要な柱の一つは、ただの一人も村民が村を離れなくて済むように宅地、耕地、山林などの代替地を確保する計画の策定を求めたことでありました。村民が引き続き村に残って暮らしていくためには、きわめてまっとうな最低限度の要求でありました。ところが国が示した代替地造成計画はあまりにも杜撰なものでした。水没する個人の宅地および公共用地面積に対して代替地造成計画の総面積は半分しかなく、水没する農地に対する造成計画は三分の一にも足りませんでした。当時の県議会では、これは明らかに多数の村民の離村を前提とした計画ではないか。村の再建どころか、村民追い出しの計画ではないか。こうした指摘もされています。

しかし造成計画に見るべき前進がないまま、村民の中にはダム対策委員会から離脱して、立ち退き移転補償について当局との交渉を進める人たちも現れるようになりました。ダムや移転補償の話になると村民同士でも、口を閉ざすような状況が生まれました。ダム基本計画に反対する村民らは、計画の取り消しを求めて県庁に大挙押しかけたり、裁判を起こしましたが、次第に混迷と孤立を深めていきました。反対派の子どもにまで「お前の親のおかげでみんな迷惑しとる」といった言葉が投げかけられるようなこともあったそうであります。そして裁判闘争は原告側からの訴訟取り下げという形で終結しました。しかしながら、その後も農耕地の造成は進みませんでした。代替地に移ったとしても生計を営むすべがなくなり、結局離村せざるを得ない方々が後を絶ちませんでした。ダム計画が発表される前の昭和40年当時、4,900人いた村の人口は今年5月現在、1,008人。なんと5分の1にまで減少しています。

平成20年、ダム計画白紙撤回を知事が表明された際の、五木村の方々の憤りは察するに余りあります。それでも村民の方々はこの14年間、「かけがえのない財産である球磨川川辺川を守る、五木村の振興に私自身が先頭に立って取り組む」という知事のことを信じて、ダムによらない村づくりと、傷つけられた村民の絆の回復のために懸命に努力されてきたのであります。

私は、こうした五木村の苦難の歴史に思いをはせるとき、新たなダム建設の受け入れを条件にした振興策の提示というのは、またしても五木村民の中に混乱と分断を持ち込むのかとの怒りの声が出て当然ではないかと思うの

であります。

知事にお尋ねします。今回の五木村振興策は、ダム建設受け入れ・容認とセットという形で出されていますが、内容を見ると、ダムとは関係のない振興策が多く列挙されており、本来ならばダムに関係なく取り組むのが当然のことです。五木村の振興策はダム計画とは切り離し、それぞれ不退転の決意を進めるべきではありませんか。以上答弁を求めます。

(蒲島知事答弁)

まず、五木村の村民の皆様から反対意見が出て、新たな流水型ダムを活用した振興策を進めるという考え方は変わらないのか、という点についてお答えします。

私は6月5日に五木村を訪問し、村民の皆様にも、流水型ダムを含む緑の流域治水を決断した敬意と、五木村振興に決意を直接お話ししました。そして私の決断により、五木村の皆様を二度にわたり、翻弄させていただきましたことを深くお詫びを申し上げます。

14年前の白紙撤回の決断から、一昨年11月の流水型ダムの決断と、政策が大きく変更されることは、五木村の皆様にとって、直ちには受け入れがたいものだと思います。

一方、緑の流域治水の表明直後、五木村の木下村長や村議会の皆様にも、決断した経緯を説明する中で、これ以上五木村の人々を困らせるようなことがあるならば知事の責任は重大、もうふらつかないでほしい、という身が引き締まるご意見をいただきました。

決断を下した私にはその責任があります。責任を持つ私だからこそ、五木村の振興について、責任と覚悟をもって不退転の決意で取り組んで参ります。

次にダムと関係のない振興策は、ダム計画とは切り離して進めるべきではないか、という点についてお答えします。

まず五木村の振興については、本年度も現行の「ふるさと五木村づくり計画」に沿って、村や国と連携して観光・物産振興や林業振興、移住定住の促進などのソフト事業や、国道445号、また林道の整備などのハード事業について、切れ目なく取り組みを進めています。

次に6月5日に、村民の皆様にお示した新たな五木村振興計画の方向性の案は、決してダム建設受け入れの交換条件でも、振興の引き換えにダム建設の同意を迫っているものでもありません。この点は強く申し上げたいと思います。これまで五木村や村議会と意見交換を重ねる中で、流水型ダムによって村がどのような影響を受けるのか、村の振興再建がどうなるかわからない以上、現時点ではダムを容認できるものではない、というご意見。また一方で、流水型ダムというならば、流水型ダムを前提とした新しい振興策を示してほしい、というご意見もいただきました。

そうしたご意見にお答えするため、流水型ダムができた場合、どのような振興の方向性が考えられるのか、今回はそれを県の案として、村民の皆様にお示したものであります。今後五木村の皆様のご意見やご要望を丁寧にお聞きしながら、秋ごろをめざし、県議会のご理解をいただいたうえで、より実効性のある振興計画として取りまとめを進めてまいります。そのうえで、五木村の実情に沿った具体的な取り組みについて、国とともに村と協議を進め、協議が整ったものから順次着手していく考えです。引き続き、流水型ダムを含む緑の流域治水と、それを踏まえた新たな五木村の振興計画について、五木村の皆様にも、ご理解とご協力をいただけるよう、丁寧に説明を尽くしてまいります。

(山本再登壇)

五木の村議会では、ダムとセットの振興策ではなくて、単独の振興策を要求すべきだという議会からの発言に対し、いや国はダムとセットでないと振興策などしないんだ、といった議論が交わされていると伺いました。国・県と五木村との信頼回復こそまずは最優先で取り組むべきであります。再び村を翻弄し、村民を分断するようなことは決して繰り返されてはなりませんし、そのためにも知事は五木村の振興策について、新たなダムの子承が前提ということではなく、それこそ不転の覚悟で進めるということを示していただくべきだということをお願い申し上げます。